

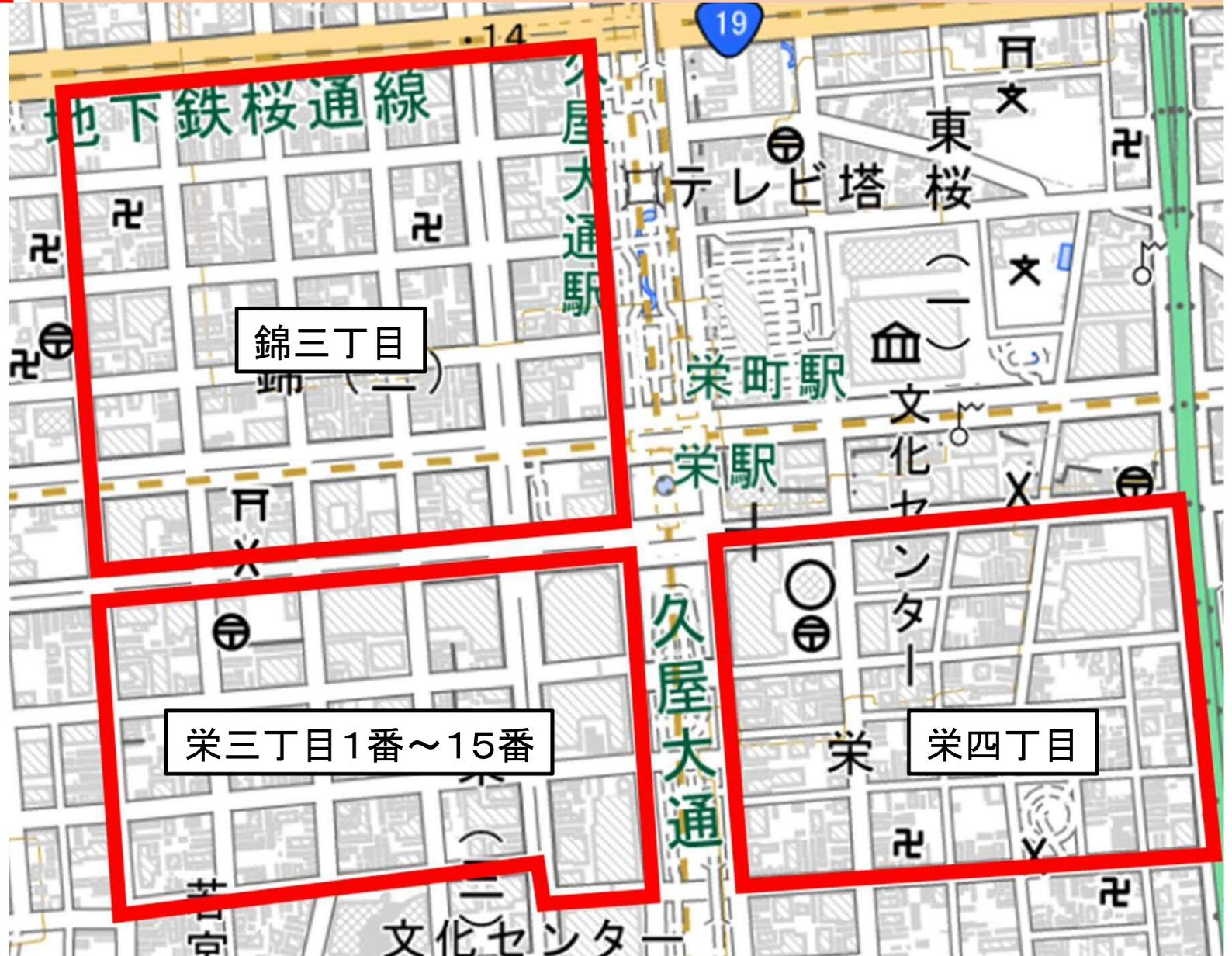
営業時間短縮・休業の要請

- ◎「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大。
- ◎東京都・大阪府・愛知県など、大都市圏で足並みを揃え「ガイドライン遵守」を徹底、感染の広がりが確認されたエリアに限定して「営業時間短縮要請」等を実施。

区域	栄・錦地区（名古屋市・中区）
期間	8月5日（水）～8月24日（月）・20日間
対象	○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店 ○カラオケ店
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく
『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



対象施設と要請内容

特措法の規制対象※

◎ 接待を伴う飲食店
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎ 酒類を提供する飲食店
(バー・クラブ等)

◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“遵守していない”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

「休業を要請」

ガイドラインを“遵守している”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

営業時間短縮 (5時～20時)

特措法の規制対象外

◎ 酒類を提供する飲食店
(居酒屋等)

営業時間短縮 (5時～20時)

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」 ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～20時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店 <small>(特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)</small>	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～20時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは
 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

感染防止対策協力金(仮称)の支給

支給額

1事業者1日あたり1万円
最大20万円

条件

- 下記の2点を実施していること
- 業種別ガイドラインを遵守
 - 「安全・安心宣言施設」に登録し
PRステッカーとポスターを掲示